

■日時 平成27年4月21(火) 午前9時00分～11時25分

■会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

■出席者

委員	出席	高柳英雄、折原重一、小山康弘、染谷隆夫、松永カツ子、西谷美春、関直子、松村清子、雨宮隆、稲葉澄子、浅倉孝郎、見山弘二、茂田庸子、角田利夫、貞方登志夫、柿沼かつ江、佐々研治、名合司寛、築井山信義 以上19人
	欠席	久保勝以知 1人
久喜宮代衛生組合		若山事務局長、藤井業務課長、加藤菖蒲清掃センター所長、月安八甫清掃センター所長、鈴木業務課長補佐、野口業務課収集料金係長、赤羽業務課減量推進係長、山内業務課減量推進係主査

■会議次第

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 管理者あいさつ
4. 委員紹介
5. 会長並びに副会長の選出について
6. 審議事項の諮問
7. 議題
 - (1) 審議会の運営について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) 組合概要及び諮問内容について
8. その他
9. 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 諮問書の写し
- ・ 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱(資料1)
- ・ 今後のスケジュール(資料2)
- ・ 廃棄物減量等推進審議会委員名簿(資料3)
- ・ 平成26年度久喜宮代衛生組合概要(資料4)
- ・ 平成26年度版資源集団回収の手引き(資料5)
- ・ 報酬振込依頼書
- ・ 席次表
- ・ 月刊廃棄物2月号
- ・ 月刊廃棄物3月号

- ・月刊廃棄物4月号
- ・地球温暖化3月号
- ・循環経済新聞
- ・2015NEW環境展招待券

※「月刊廃棄物2～4月号、地球温暖化3月号、循環経済新聞及び2015NEW環境展招待券」は、浅倉委員から提供されたもの

■傍聴人数 1人

■会議録

時刻	議 事	内 容
9 : 0 0	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱書交付</p> <p>3. 管理者あいさつ</p> <p>4. 委員紹介</p>	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様、おはようございます。 ・本日は、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。 ・それでは、ただいまから久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱式を執り行わせていただきます。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、お手元に配布させていただきました資料の名簿順に交付させていただきます。 ・こちらから順にお声がけをいたしますので、自席にてご起立願います。 <p>—管理者から一人ずつ委嘱書を交付—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日、都合で欠席されております委員に対しましては、後日、事務局から委嘱書をお渡しさせていただきます。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ここで、当組合の管理者である田中管理者より御挨拶を申し上げます。 <p>—管理者のあいさつ—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に、本日は、初めての会議でございますので、皆様に自己紹介をお願いしたいと存じます。 ・お手元の名簿順で、お席の順でもございますが、お一言ずつお願いをいたします。 <p>—委員の自己紹介—</p>

	<p>5. 会長並びに副会長の選出について</p>	<p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・なお、名簿順で13番の久保委員におかれましては、所用により、欠席とのご連絡をいただいております。皆様によりしくお伝えくださいとのことでしたので、ご報告をさせていただきます。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、職員の紹介をさせていただきます。 <p>— 職員の自己紹介 —</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、次第の5、当審議会の会長及び副会長の選出に移らせていただきます。 ・久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第2条によりまして、当審議会には委員の互選により、会長及び副会長を置くこととなっております。 ・選出に当たりましては、これまでの例にならない仮の議長として、田中管理者に進めさせていただきたいと存じます。 ・田中管理者、よろしく願いいたします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私が議長を務めさせていただきます。 ・初めに、会長、副会長の選出でございますけれども、まずは、会長の選出について、どなたか立候補あるいは推薦などのご意見がございましたら、よろしく願いを申し上げます。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私は、高柳委員さんを推薦したいと思います。よろしく願いします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま、会長には高柳委員さんをとのご推薦の発言が小山委員さんからございました。いかがでしょうか。
--	---------------------------	--

		<p>－「異議なし」との声及び拍手あり－</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高柳委員さん、よろしいでしょうか。 <p>(高柳委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ご本人にもご了解をいただきましたので、会長には高柳委員さんと決定とさせていただきます。 ・続いて、副会長2名の選出でございます。いかがいたしましょうか。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副会長なのですけれども、委員を長くやられて知識と経験が豊富にあります松永委員さんと茂田委員さんを推薦いたします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま、浅倉委員さんから、副会長には松永委員さん及び茂田委員さんのお二人を推薦するとのご発言がございました。 ・それでは、まず、松永委員さんの副会長への推薦につきましては、皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 <p>－拍手あり－</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは続きまして、茂田委員さんにつきましてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 <p>－拍手あり－</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは松永委員さん、よろしいでしょうか。
--	--	---

		<p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宜しく願いいたします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは茂田委員さん、よろしいでしょうか。 <p>(茂田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしく願い申し上げます。 ・それではお二人からご了解のお返事をいただきましたので、副会長には松永委員さん並びに茂田委員さんと決定とさせていただきます。ありがとうございました。 ・それでは、改めて申し上げます。 会長については高柳委員さん、副会長については松永委員さん並びに茂田委員さんということで決定とさせていただきます。 ・それでは、会長、副会長が選出されましたので、私は議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。 <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、会長、副会長が決まりましたので、皆様から就任のごあいさつをいただきたいと思います。 高柳会長からお願いいたします。 <p>—高柳会長就任あいさつ—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 続きまして、松永副会長 お願いいたします。 <p>—松永副会長就任あいさつ—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 続きまして、茂田副会長 お願いいたします。
--	--	---

	<p>6. 審議事項の諮問</p>	<p>—茂田副会長就任あいさつ—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 <p>それでは、ただ今選出されました高柳会長には、会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。</p> <p>—会長が会長席へ移動—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、諮問をさせていただきたいと思います。 <p>田中管理者から 高柳会長に対し、審議事項の諮問をさせていただきます。</p> <p>それでは、管理者と高柳会長は、ご起立をお願いいたします。</p> <p>—管理者が諮問書を読み上げ、会長に手渡す—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。それではご着席ください。 ・なお、管理者におかれましては、このあと公務がございますので、ここで退席させていただきたいと存じます。 <p>—管理者退席—</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ここで休憩を5分程度取らせていただきたいと思います。 <p>9 : 30 休憩</p> <p>9 : 38 再開</p> <p>(藤井業務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開させていただきます。 ・それでは、ただ今、諮問書の写しと資料を配布させていただきました。 ・これから、本日、配布をしております資料の確認をさせていただきます。 <p>※資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・諮問書の写し
--	-------------------	--

	<p>7. 議題 (1) 審議会の運営について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱（資料1） ・ 今後のスケジュール（資料2） ・ 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（資料3） ・ 平成26年度久喜宮代衛生組合概要（資料4） ・ 平成26年度版資源集団回収の手引き（資料5） ・ 報酬振込依頼書 ・ 席次表 ・ 月刊廃棄物2月号 ・ 月刊廃棄物3月号 ・ 月刊廃棄物4月号 ・ 地球温暖化3月号 ・ 循環経済新聞 ・ 2015NEW環境展招待券 <p>でございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、早速ではございますが、これからの会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5条によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。 ・ なお、ただ今の出席委員は19人でございますので、定員20人の2分の1を超えております。同条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。 ・ それでは会長、よろしく願いいたします。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより議長として議事を進めさせていただきます。円滑に議事が進行するよう、皆様のご協力をお願いします。 ・ では、最初に、審議会の運営について、事務局から説明をしていただきたいと思います。お願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、審議会の運営についてご説明申し上げます。 ・ お手元に資料1の「久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱」をご用意いただきたいと思います。 ・ はじめに当組合では廃棄物の処理及び再利用に関する条
--	---------------------------------	--

		<p>例の第7条第1項において、「地域に即した総合的な廃棄物の減量の推進及び再利用の促進を図るため、廃棄物処理法第5条の7の規定に基づき廃棄物減量等推進審議会を設置しております。</p> <ul style="list-style-type: none">・この審議会を構成する委員につきましては、同条例第7条第2項の規定において定めており、委員の人数は20人で①住民組織の代表者として5人、②商工業関係者として3人、③識見を有する者として3人、④廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者として1人、⑤管理者が必要と求める者、ここでは公募の委員として8人をもって、計20人で組織しているところでございます。・次に、委員の任期につきましては、同条例第3項の規定により2年となっているため、このたび委嘱させていただいた皆様の任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとさせていただいております。・続きまして、資料の下段から始まります久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱をご覧ください。・こちらにつきましては、審議会の運営について定めたものでございます。こちらは、直近で一部改正を行っておりまして、私どものホームページ上でも例規を閲覧することができるのですが、そちらのデータの方にはまだ反映されていない事をご承知おき頂きたいと存じます。・それでは、必要な所について説明をさせていただきたいと存じます。・まず、第2条において、審議会の役員は、会長1人、副会長2人と規定させていただいております。このため、先程、会長及び副会長の選出をさせていただいたところでございます。・会議の成立についてでございますが、同要綱第5条で定めさせていただいております。当組合の審議会の開催にあたっては、会長が招集することとなっております、委員の半数の出席がない場合には会議を開くことができないこととなっております。・なお、審議会が開催された場合には、会長に議長として会議を進行していただくこととなります。・また、議事の採決につきましては、出席委員の過半数で決することとしておりまして、可否同数の場合は議長が
--	--	---

		<p>決することとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、会議の公開についてでございますが、第7条において、審議会の会議は、これを公開することとさせていただいております。 ・なお、第8条において、会議は原則公開ということとなっておりますのですが、「個人に関する事項であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」及び「法人その他の団体に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものや、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」等につきましては、非公開とすることができると規定させていただいております。 <p>こちらにつきましては、個人情報関係及び法人情報関係については非公開とすることができるといような規定となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、第9条で、審議会を開催する場合は、その情報をあらかじめ公表しなければならないと規定させていただいております。 <p>今後のスケジュールについては、本日この後に諮らせていただきますが、これらの開催予定については、衛生組合のホームページ及び衛生組合だよりで周知を図るものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、会議の傍聴についてでございます。第10条において、審議会は会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができるとされてございます。 ・さきほどこちらの方で申しましたが、審議会の会議はこれを公開するというのが原則でございますので、審議会は原則傍聴ができるという事となっております。 ・なお、傍聴人の人数については、お配りした資料の方に記載がないことから皆様にお諮りしたいと考えております。
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none">・ お諮りする理由でございますが、廃棄物処理法第5条の7第2項の規定では、「廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項を、条例で定める。」とされており、この法律の規定を受け、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条第4項において「審議会に関し必要な事項は、別に定める。」としておりますが、傍聴人数については久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱においても特段の定めがないことから、同要綱第15条の委任事項の規定に基づき、皆様にお諮りするものでございます。・ 傍聴人数につきましては、当組合の審議会は、これまでも開催しておりますけれども、主にこの大会議室を使用して開催することから、広さ的などころもありますので傍聴できる人数を制限する必要があると考えてございます。従来の審議会では、会場の大きさから傍聴は10人程度が良いとの判断のうえ、前回の審議会でも10人を上限としておりました。また、傍聴の手続きにつきましても、人数制限がございますので、これまでの審議会の例によりまして先着順としたいと事務局の方では考えております。・ 続きまして、会議録についてでございます。会議録については、要綱第12条で会議録の作成義務が、第13条で会議録の閲覧が規定されてございます。会議録の閲覧については、ホームページでの公開による方法で行う予定でございます。・ なお、会議録の作成方法といたしましては、こちらも要綱に定めがないため、こちらにつきましても委員の皆様にお諮りさせていただきたいと存じます。作成にあたっては、これまでの審議会の例にならって、発言者名を記載し、主語の補足等の調整を行う、本審議会での従来どおりの全文筆記に近い作成方法にしたいと事務局では考えております。また、会議の記録のため、録音、写真の撮影につきましても、ご了承をお願いしたいと存じます。・ 審議会委員の皆様には、まずもってこの「傍聴人数等」と「会議録の作成方法」についてお諮りいただいたうえで、次の資料のご説明をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。・ 資料1及びお諮りいただきたい内容については、以上でございます。
--	--	---

		<p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申し遅れましたけれども、議事の進行については着座にてさせていただきます。 ・それから、ご発言の折には私の方から委員さんのお名前をお呼びし指名させていただきます。お名前が見えない場合などは皆様にお伺いする事もあるかと思いますが、お許してください。 ・それではただ今、事務局から説明がありましたが、審議会の運営に関して、いくつか諮らせていただきたい点があるとのことです。 ・まずは、傍聴人数ですけれども、会場の都合上10人までとし、先着順とするとのことでありますが、皆様、よろしいでしょうか。 <p>—異議なしの声あり—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 <p>皆様から了承をいただきましたので、傍聴人は10人までとし、先着順とすることにさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、会議録についてですが、発言者名を記載し、主語の補足等の調整を行う、本審議会での従来どおりの全文筆記に近い作成方法とすることによりよろしいでしょうか。 <p>また、会議の記録のため、録音、写真の撮影につきましても、了承するという事によりよろしいでしょうか。</p> <p>—異議なしの声あり—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 <p>皆様から了承をいただきましたので、会議録については、発言者名を記載した、全文筆記に近い作成方法とすることにさせていただきます。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、2点目の今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
	<p>7. 議題 (2) 今後のスケジュールについて</p>	

		<p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。 ・ 資料2「今後のスケジュール」をご覧いただきたいと存じます。こちらの表は、皆様の任期中における審議会でのスケジュールを表としてまとめたものでございます。 ・ まず、本日の審議会では、委員の委嘱や会長、副会長の選出などを行い、次に組合の概要と諮問案件である資源集団回収についてご説明する予定でございます。 ・ 次回第2回審議会については、6月23日火曜日を予定しており、ここで先進地の視察を行う予定でございます。 ・ 視察先といたしましては、資源の回収を公共回収から資源集団回収団体による回収へと移行した横浜市を予定しておりまして、当日は9時30分に当組合にお集まりいただき、バスで現地に向かう予定となっております。 ・ 視察先が遠方であることから、第2回審議会は1日かかる予定となっておりますので、ご承知おき下さい。 ・ 7月には審議会委員の皆様にごみ減らしてきれいな街づくり表彰の一部門であるノーレジ袋キャンペーン標語の選考をお願いしたいと考えておりまして、9月15日には第3回審議会とあわせて「ノーレジ袋標語」の表彰式を開催する予定でございます。 <p>なお、ノーレジ袋キャンペーン標語の選考につきましては、前回の審議会でも行っているのですけれども、皆様に候補の一覧をお送りして、その中から皆様に選考いただき、こちらに返送していただくというような形式にさせていただくため、直接こちらの方に集まっていただくというようなことはございませんので、よろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回審議会は、9月15日(火)を予定しております。この日にノーレジ袋キャンペーンの標語の表彰式、その後第3回審議会を開催するという形にさせていただきたいと思っております。 ・ なお、第2回の先進地視察が1日かかるということですので、本格的な審議は、この第3回審議会からとなると考えてございます。 ・ この後、第4回審議会を12月22日(火)に、第5回審議会を2月23日(火)に開催を予定しておりますが、開催時期につきましては、変更となることもありますの
--	--	---

		<p>で、ご承知おき頂きたいと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、平成28年度につきましては、平成27年度中の進捗状況によって曜日等変わってくるかと思しますので、こちらの方は大体の月ということで、4月に第6回、6月に第7回、7月にノーレジ袋キャンペーン標語の選考というようなことで書かせていただいております。 ・最後に当諮問事項の答申につきましては、平成28年9月を目標として書かせていただいているところですが、これにつきましても審議の進み方次第で前後することとなりますので、ご承知おき頂きたいと存じます。任期の方は平成29年3月までとなっておりますので、審議等深まってまいりました時には、9月ではなく、さらに遅くになってもこちらの方は対応ができるというような形となっております。 ・資料2については、時間の関係から説明の方は以上とさせていただきますと思います。詳細につきましては、後でご覧いただきたいと思っております。 <p>それでは、会長、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今、事務局から、今後のスケジュールについての説明がございました。 ・今回の諮問事項の審議にあたっては、先進地の視察を行ったうえで、本格的な審議をすすめていきたいとのことであります。 ・それでは、ただ今の説明に対して、ご質問等ございましたら、挙手のうえ、申し上げます。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地の視察もよろしいのですけれども、そもそも集団回収はどんなメリットがあるのか、どんな問題があるのかというのを、皆さんの方でよく御存じでない場合が多いのではないかと思います。審議に入る前に簡単に集団回収について説明いただきたいと思います。 <p>集団回収についても、スチール缶リサイクル協会さん等が色々を出していますけれども、一つのパターンだけではないのですね。様々なパターンがあったりとか、地域によって異なりますし、全てが同一ではないということと、最近の動向ですね。例えば一番新しいのは累進制と</p>
--	--	---

		<p>いづのを始めた自治体さんもおりまして、多くの資源物を集団回収で集めれば集めるほど、累進制なので報償金が増えていくというものもありますので、審議に入る前に皆さん基礎知識というか、はじめの土台を一緒にした方がいいのかなと思っております、簡単な集団回収のレクチャーみたいなものがあった方がいいのかなと思っております。</p> <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日、久喜宮代衛生組合管内における資源集団回収の実態の方はご説明させていただき予定でございます。 ・浅倉委員からお話のありました最近の動向等につきましては、本日はご説明することができませんが、こちらの方につきましては、スケジュール案の第3回のところに近隣自治体現状報告というのを入れさせていただいております。できればこちらの方でまとめて表か何かにして報告できればと考えております。よろしいでしょうか。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしいですか。 <p>(浅倉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他にございますか。 <p>—意見なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、今後のスケジュールについては、事務局案のとおり、先進地視察ということでよろしいでしょうか。 <p>—「はい」の声あり—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 <p>それでは、今後のスケジュールについては、事務局案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--	---

	<p>7. 議題 (3) 組合概要及び 諮問内容につ いて</p>	<p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、3点目の「組合概要及び諮問内容」について、事務局からご説明をお願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、組合概要及び諮問内容についてご説明申し上げます。 ・ まず、諮問の内容でございますが、皆様には先程管理者から諮問がありました「資源物の回収（集団回収と公共回収）のあり方について」のご審議を頂くこととなりますが、現在、衛生組合では資源物について、衛生組合が行う公共回収の他に、資源集団回収を行った団体に対して、資源の回収量に応じ報償金を交付する「資源集団回収事業報償金制度」を実施しております。 ・ この資源の回収のあり方について、諮問書にも記載がございますが、更なる業務の効率化及びコストの削減を図るため、皆様にご審議いただくものでございます。 ・ こちらの内容につきまして、組合の概要と併せてご説明させて頂きたいと思っております。 ・ まずは、お手元の方に、資料4「平成26年度久喜宮代衛生組合概要」及び資料5「平成26年度版資源集団回収の手引き」をご用意いただければと存じます。 ・ なお、こちらの資料については新年度になって間もないこと及び資源集団回収については現在団体や業者の登録更新期間となっており、6月にならないと登録団体及び業者が確定しないことから、平成26年度の資料を使用させていただいております。 ・ それではまず、資料4「平成26年度久喜宮代衛生組合概要」の方をご覧いただきたいと存じます。 ・ 最初に、1ページをお開きいただきたいと存じます。 <p>「1. 管内及び衛生組合の概況」の「衛生組合の概況」についてでございます。</p> <p>久喜宮代組合は、昭和36年に当時の久喜町と宮代町のごみ及びし尿について、共同で処理するために設立された一部事務組合でございます。</p> <p>平成22年3月23日には、旧久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の1市3町が合併し、それにより当時の久喜宮代衛生組合と菖蒲町の施設である菖蒲町清掃センター、そ</p>
--	---	--

		<p>して栗橋・鷲宮衛生組合が久喜宮代衛生組合としてひとつの組織となりました。</p> <p>このため、久喜宮代衛生組合には、久喜宮代清掃センターと菖蒲清掃センター、そして八甫清掃センターの3つの施設があり、この3つの施設で管内のごみを処理しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に2ページでございます。衛生組合の組織について記載してございますが、平成26年度はこちらの表のようになっていたところでございますが、衛生組合では平成27年4月1日に機構改革を行い、現在は総務課、業務課、施設課の3課体制となっております。3センターの施設については施設課が、収集等については業務課が管轄するような形となり、菖蒲、八甫清掃各センターについては、これまで業務2課・業務3課とございましたが、現在は業務課に組み込まれ、それぞれに所長をおくというような形となっております。 <p>また、減量推進係は総務課から業務課の係に、施設係は業務課から施設課の係へと変更になってございます。</p> <p>こちらの内容につきましては、衛生組合だよりでもお知らせしております。また、ホームページにも掲載しておりますので、詳しくはそちらをご覧くださいと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に3ページでございます。当組合の平成26年度の歳入及び歳出予算になります。 <p>詳しい説明は省かせていただきますが、組合の歳入の主となるものが構成市町からの負担金であり、また、支出についてはごみ・し尿の処理経費である衛生費であることがご理解いただくと存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に4ページから5ページをお開き下さい。組合の処理施設について記載させて頂いております。 ・これらの施設については、合併前からの施設でございますが、それぞれのセンターで性能や処理方式に差がございます。また、剪定枝資源化設備と生ごみ減容化及び堆肥化処理施設については久喜宮代清掃センターのみの施設であり、また、菖蒲地区につきましては、し尿処理を北本地区衛生組合で行っていることから、菖蒲清掃センターにはし尿処理施設がございません。菖蒲地区のし尿については北本地区衛生組合で処理するという合併前からの流れが続いているということでございます。
--	--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ・次に6ページから8ページでございます。各センターのごみの処理フローについて記載してございます。 ・各センターの処理につきましては、施設の能力等により差異がございましたが、ごみの分別については、これまでの審議会でのご審議等により、統一の方向へと向かっているものでございます。 ・衛生組合の家庭から排出される廃棄物につきましては、“ごみ”と“資源”として大きく2つに分類されております。皆様にご審議いただくのは、このうちの資源の回収のあり方ということになります。 ・なお、現在衛生組合の資源集団回収事業報償金制度で報償金の対象となっているのは、新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、布・衣類の5品目となっております。こちらにつきましてはまた後ほど説明させていただきます。 ・次に、9ページ、10ページをご覧いただきたいと思えます。 ・「ごみ・資源の量」「最終処分量」および「リサイクル率」の推移でございます。9ページについては久喜宮代清掃センターの、10ページについては菖蒲清掃センター・八甫清掃センターの実績と、久喜宮代衛生組合全体での実績を掲載してございます。 ・このうち、平成25年度の処理量のリサイクル（紙、布類、びん、缶、ペットボトル）と下段の方にございます資源集団回収量をご覧になっていただきたいと思えます。 ・9ページの久喜宮代清掃センターについては、平成25年度の処理量のリサイクル欄が7,270トン、資源集団回収量が724トン。 処理量というのは久喜宮代衛生組合の方に集まってきて処理した量、つまり公共回収の量となっております、それ以外に資源集団回収量として724トンが回収されているというようなことになってございます。 次に、10ページの菖蒲清掃センターが、平成25年度の処理量のリサイクル欄が746トン、資源集団回収量が186トン、八甫清掃センターの平成25年度の処理量のリサイクル欄が2,203トン、資源集団回収量が1,334トン、久喜宮代衛生組合全体の合計が、処理量のリサイクル欄が10,219トン、資源集団回収量
--	--	--

		<p>が2, 244トンとなっております。特徴として、八甫清掃センター管内の資源集団回収量が非常に多くなっておりますが、八甫清掃センター管内では資源集団回収が非常に盛んでございまして、団体登録数も他の地区に比べて多いことによるものでございます。</p> <p>なお参考までに、平成25年度のリサイクル率については、34.7%となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、14ページをご覧くださいと存じます。資源集団回収事業報償金制度の内容について記載させていただいております。 ・資源集団回収の対象団体は、資源集団回収を定期的に実施すること、資源集団回収を主体的に実施すること、団体を構成する世帯が10世帯以上であることを満たす、久喜市及び宮代町の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等営利を目的としない団体で、衛生組合に登録をいただいた団体となっております。 ・備考欄に平成25年度末の登録団体数が記載されておりますが、平成27年3月末現在の数字を申し上げます。久喜地区は16団体、宮代町が16団体、菖蒲地区については7団体で変わらず、栗橋地区が23団体、鷲宮地区が24団体、合計86団体となっております。ただし、登録期間の欄にある通り、団体の登録期限が平成27年5月31日までとなっており、実際には登録はされているものの休眠してしまっている団体もございますことから、6月以降団体数は上下するものと考えております。 ・なお、登録されている団体の傾向なのですが、PTAや子供会、スポーツ少年団といった子供関係の団体が全体の約半数を占めております。ただ、地区でみますと、菖蒲地区については7団体ございますが7団体とも全て子供関係の団体でございます。また、久喜地区につきましても約8割が子供関係の団体となっております。一概に資源集団回収団体と言いましても、地区によって大きく異なるような傾向にございます。 ・次に、資源集団回収事業報償金の対象品目でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました通り、現在報償金の対象となっているのは、新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック、古衣料の5品目となっ
--	--	--

		<p>ております。</p> <p>つまり、紙系資源と古衣料について、集めた量に応じて報償金をお支払しているというような形となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償金額については、品目を問わず、全て1キログラムあたり7円となっております。 ・平成25年度の実績については、久喜宮代清掃センターが回収量723,849キログラム、報償金交付額が1キログラムあたり7円でございますので、これに7円をかけた5,066,943円、菖蒲清掃センターが回収量186,320キログラム、報償金交付額が1,304,240円、八甫清掃センターが回収量1,334,264キログラム、報償金交付額が9,339,848円となっております。 <p>合計いたしますと、組合全体として、回収量が2,244,433キログラム、報償金交付額が15,711,031円となっております。</p> <p>こちらの方が報償金の現状となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、久喜宮代清掃センターの沿革についてご覧いただきたいと存じます。15ページでございます。 <p>久喜宮代清掃センターの沿革について記載されてございますが、まずは、平成2年、1990年のところをご覧いただきたいと存じます。こちらの方で資源集団回収事業報償金制度を開始してございます。当時はキログラムあたり5円でした。続きまして、平成4年をご覧になっていただきたいのですが、こちらの方で「資源類の分別収集の開始、粗大ごみの予約収集を開始」とございます。</p> <p>つまり、資源集団回収事業報償金制度が先にありまして、公共回収を平成4年に開始したのですけれども、公共回収を開始してからも資源集団回収事業報償金制度を継続いたしましたため、現在のような公共回収を行いながらも資源集団回収を行った団体にも報償金を交付しているというような体制となっているものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要につきましては、説明は以上でございます。 ・次に、資料5 平成26年度版資源集団回収の手引きをご覧になっていただきたいと思えます。 ・内容につきましては、先ほどの概要の資源集団回収事業報償金制度のところで大分説明してしまっていて被っているところが多いので、かいつまんでお話しさせていただきます。
--	--	---

		<p>たいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、浅倉委員から資源集団回収についてどのようなメリットがあるのかというのがございましたけれども、こちらの方につきまして1ページの方に記載してございます。 <p>これは全般的なところでいうところですが、資源の再利用による地球環境の保護や資源・エネルギーの節約、ごみの減量によるごみ処理経費の節減や最終処分場の延命化、コミュニティの推進による市民相互の親睦や報償金の有効活用、物を大切にする意識の育成が図れるというように考えてございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、4ページの方をご覧になっていただきたいと思います。資源集団回収事業報償金制度の説明が記載されてございます。内容については先ほどご説明させて頂いたものがほとんどでございますけれども、4ページの一番下の段のところに、「紙類・古衣料とも各家庭から回収された物に限ります」と記載させて頂いております。 <p>事業者の排出する資源物については、対象外とさせていただいているものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に、5ページをご覧いただきたいと思います。資源集団回収の回収方法について記載してございます。 <p>現在、衛生組合の資源集団回収の回収方法は、団体に指定した集積場所に、地域住民が直接資源物を持ちこむ拠点回収と、対象となる地域の各戸から団体又は団体から委託を受けた業者が資源物を回収する各戸回収のいずれかの方法によるものとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、各戸回収の実施及び拠点回収で集まった資源の問題に運搬する仕事については業者に委託することができますが、委託できる業者は組合に登録された業者に限る事となっております。業者については8ページに記載しておりますが、現在登録更新期間の為、27年度から28年度の業者が決定するのは6月となりますので、あくまで参考までという事でお願いいたします。 ・次に、7ページの方をご覧になっていただきたいと思います。間のページについては、申請の方法等となっておりますので説明を割愛させていただきます。 ・7ページのその他の欄で、資源集団回収を行う際の注意事項を記載させていただいております。 ・資源集団回収団体には、回収量の把握をお願いするとと
--	--	--

		<p>もに、公共回収を実施する日には資源集団回収を実施しないこととなっております。</p> <p>これにつきましては、住民が公共回収の日に集積所に出した資源を団体又は業者が回収してしまっ、これを資源集団回収で回収した資源として水増し等をされないようにということで設けさせていただいた規定でございます。</p> <p>これを見ても分かる通り、資源集団回収団体が資源集団回収を行っている地域であっても、公共回収の方は通常通り回っている、この点が先ほど諮問書の方でもございました一部住民から二重支出なのではないかというような指摘の原因ということになってございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、8ページにつきましては、先ほど申しました登録業者の一覧なのですけれども、こちらは更新される予定ですので参考までという事でございます。 ・以下、9ページ以降に久喜宮代衛生組合資源集団回収事業報償金交付要綱を記載させて頂いております。 ・簡単ではございますが、衛生組合概要及び諮問内容についての説明は以上でございます。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・ただ今、事務局から、組合概要及び諮問内容についての説明がございました。 ・具体的な審議につきましては、先ほども申し上げましたけれども、スケジュールにも記載したとおり、第3回審議会からとなりますが、ただ今の事務局の説明に対しまして、ご質問がございましたら、挙手のうえ、お願いします。 <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先ほどの概要の資源集団回収事業報償金交付制度のページで、対象団体が久喜市及び宮代町の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等営利を目的としない団体と書いてあります。ここに抜けているところがあるのですね。 <p>久喜市では、コミュニティ協議会というのを、合併前から鷲宮にはあるのですけれども、組織しており、埼玉県全体でも埼玉県コミュニティ協議会というのが県庁の中</p>
--	--	--

		<p>にあるので、コミュニティ協議会というのをこの中に記載すべきだと思います。それが一点です。</p> <ul style="list-style-type: none">・それからもう一つですけれども、先ほど二重に支払いをする云々というのがありましたけれども、この資源回収を始めるにあたってのことを、ご存知かどうか定かではありませんけれども、鷺宮の場合を申し上げますと、一番最初ですけれども、平成元年にまずモデル地区を作ってから資源回収をやろうじゃないかといって、モデル地区の設定を始めたんですね。その時には小学校とかそういったところに出すと、私どもも地域で会議をしたうえで、私どものところで平成元年時点で100人程度おりましたので、自分の所の町内会・自治会ではやめて小学校に出してあげようということを会合で決めて、町からはモデル地区でという話があったのですが、ご辞退申し上げて、小学校の方に率先して協力しました。・ですが、その後で、町の方からゆくゆくは資源回収をやっていただきたいと、時々ですが八甫クリーンセンターでは町の方からお金を出して業者さんに新聞を持って行ってもらっていた経緯もありますことから、その時の状況もありますけれども、今後はコミュニティ協議会及び町内会、子供会の方々にやるように奨励されまして、一番最初の時には1、2団体といったところだったのですけれども、学校に支障のない程度に年2回くらい協力しようかとなりました。・そうしたところ、前の審議会でも話したと思いますけれども、町からもっとやってほしいと要請があって資源集団回収が年4回になり、その後、町から回収を毎月やってほしいという要請がありました。その際町の方では資源回収をしないようにし協議会等でやると決めて、鷺宮には56行政区があるのですが、全部説明会をしたんですね。それが、ある時区長会合の前日にくろっと変更になって、今までどおりですみたいになっちゃったんですよ。それはなんなのということを話したことはあるのですけれども。・ですから、資源回収の集積所は皆さんでやっている事ですが、公共回収との取り合いではないのですけれども、当時の行政の指導通りにやっていて、また公共回収が今までどおりですとなっても、毎月やってくれと言われ資源集団回収を毎月行うと決めてしまった手前、昔みたい
--	--	--

		<p>に年2回、4回にしましょうというわけには参りません で、場所を変え、日にちを変え、こちらにお願いします という感じでコミュニティ協議会ではやっております。 また、小学校にも協力しております、小学校に通って いるお子さんお孫さんがいるご家庭には小学校の方にぜ ひお出しになってください。もし残った物がございましたら コミュニティ協議会の方にでもご協力お願いします というような啓発活動をさせていただいて、今現在に至 っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ですから、先ほどのこの中には埼玉県コミュニティ協議 会という組織がちゃんとありますので、ここには書くべ きだと思います。以上です。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ ただ今の質問につきまして、事務局の方からよろしくお 願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重なご意見ありがとうございます。 ・ 松永委員からお話のありましたコミュニティ協議会を記 載した方がよろしいのではないかとこのところなです が、申し訳ないのですけれども、こちらの方は先ほどの 資源集団回収の手引きの9ページをご覧になっていただ きたいのですけれども、こちらの方に現在の報償金交付 要綱がございます。 <p>こちらの第2条第1項に、報償金交付の対象となる団体 は、次の各号に掲げる団体とするとあり、(1)に自治会、 町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等という ようなことで記載させて頂いております。</p> <p>つまり、ここの部分を抜き出して概要で記載させて頂い ているということで、こちらの方にコミュニティ協議会 の文面は入っておりませんで、概要にも記載されてござ いませぬ。</p> <p>こちらの方を入れるとすると要綱の方を改正しなければ なりませんので、今のところは入っていないという事 でご承知おき頂きたいと思っております。</p>
--	--	---

		<p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 了解いたしました。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あと、先ほど松永委員から自治会単位での資源回収の話が出ましたけれども、先ほど私の方でPTAの方が多という地区があるとお話しいたしましたが、こちらの方が少し絡んでおりました、事情は松永委員がおっしゃっていただいた通りですけれども、八甫清掃センター管内で登録されている資源集団回収団体には自治会が非常に多くございます。また、宮代町の方も自治会が結構多いのですが、菖蒲の方については子供会やPTAのみ、久喜地区につきましても16団体中13団体が子供会やPTAなど学校に関わる物やスポーツ少年団です。残った3団体も1つが敬老会、残り2つがマンションの自治会ということで、要は八甫地域で行われているような大きな地区としての自治会というものが久喜地区と菖蒲地区には一切ないということになっています。 ・ こちらにつきましては、廃棄物減量等推進員さんの委嘱式を去年行ったのですが、その席で自治会で資源回収を始めてみませんかと各地区でお話ししたりですとか、区長会などでもそういった話題がでたこともあるのですが、現在の所登録の方はそちらの地区はないというような形となっております。 ・ こちらの方はやはり合併前のそれぞれの地区の資源集団回収に関する取り組みの考え方の違いによって、そのような地区ごとの土壌ができてしまっているのではないかと私の方では考えているところでございます。 <p>(松永委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今おっしゃられたことについては重々承知しておりますが、やはり合併前に、埼玉県でコミュニティ協議会という組織がないのは久喜市だけだったのですね。ですから合併してとりあえず久喜市でコミュニティ協議会を、鷲宮町については30年近くやっていたのですけれども、久喜市の中において7から8くらいのコミュニティ協議会が組織されるようになったのですけれども、今の傾向はコミュニティ協議会を久喜市内で現在組織されていない地域についてもやるという方向性に進んでいるという
--	--	--

		<p>段階です。</p> <p>そういう状況ですから要綱にコミュニティ協議会の記載がないのは仕方がないのです。今そういう久喜市が全体でやるという方向性であるというのを認識していただければ大丈夫です。</p> <p>私も、久喜市の区長理事会にも出ていますし、コミュニティ協議会の組織の会議にも出ていますので、そのありようについては重々承知の上でお話しさせて頂いた次第です。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・他にございますか。 <p>(角田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今ご説明を受けた資源集団回収の手引きの1ページの中身の中で、2点ばかり質問させていただきたいと思えます。 ・1ページのどんな効果があるか、効果というのはメリットということだと思いますけれども、今子供会を中心にした子供の団体が半分以上、地区によって8割がたあるという事ですので、その団体が行うメリットは多分ここにある報償金の有効活用というところにアンダーラインが引いてありますので、この目的が大きなものではないかと思いますが、この辺はどのような把握をしているのかというのが一つ。特に今、最後の資料を見せていただきますと、登録申請書の方に色々な項目がございますが、その事業を実施する目的というのが謳ってないので、どのような目的で団体を登録しているのかというのを組合で把握しているのかどうかというのを確認させていただきたいと思えます。 ・それと2点目、ごみの減量でごみ処理経費の削減、これは組合から見たらメリットだと思うのですが、概要の14ページを見ますと、資源集団回収事業報償金交付制度の交付金の平成25年度実績がざっとですけれど3地区で1,570万円、そして回収量が約224万キログラムということで、この224万キログラムをもし組合が公共回収で回収した場合に、この1,570万円のコストをクリアするのがあるいは高くなるのか、ざっ
--	--	---

とで結構でございますのでご回答いただければと思います。

(赤羽減量推進係長)

- ・ それでは、まず最初に、資源回収のメリットという事で、コミュニティの推進のところに報償金の有効活用に下線が引いてあるということでご質問をいただきましたが、まず、この資料につきましては、推進員さんにお配りしたものでございまして、自治会等でやるところのメリットとして、特に報償金の有効活用ということで報償金が出ますよということで下線が引いてある、強調してあるということをご理解いただければと思います。
 - ・ まず、資源集団回収報償金交付制度については、現在団体の更新期間であるということをお知らせいただいておりますが、この更新の手続書類の一覧の中に、申請書にはないのですが添付書類として、更新を行う団体につきましては必ず決算書を付けてくださいということでお願いをしております。歳入の方で交付金が入っており、歳出でどのように使われているかが分かる書類を必ず添付してくださいということをお願いしております。
- また、どのような思惑があって資源集団回収をするのかというのを記載する欄がないというようなご指摘でございましたが、こちらにつきましては確かに委員さんのご指摘のとおり、こういった趣旨で資源集団回収を行うのかというのは、特段こちらの方でお聞きしているということはありません。ただ、PTA等の団体につきましては、昔学校で廃品回収というようなことで皆さんお子さんが持ってきて集めてというような流れがございました。その一環でという事もございますし、何団体か環境団体さんがやっていたところもあります。そういったところというのは、こういった趣旨かというのはいわずもがなというようなところでございますけれども、その他の団体等について、必ずそれを出しなさいという事を、確かにこちらの方では言っておりませんので、そこらへんについては実際に把握している所ではないということをご承知おき頂きたいと思っております。

(鈴木業務課長補佐)

- ・ 続きまして、経費のご質問でございます。

		<p>先ほどからお話のとおり、諮問書の中にもございましたけれども、資源集団回収と公共回収、このような形である部分につきましては二重に同様の取り組みを行っているというご指摘もあるわけでございます。</p> <p>その中での経費の問題はというお話でありますけれども、公共回収は、資源回収業務といたしまして、びん・缶・ペットボトル、紙・布類の類を一括をして契約を行っているわけでございます。また、資源集団回収につきましては、回収の対象の品目といたしましては、紙・布類を対象にしてございます。仮に資源集団回収が無かった場合、全量公共回収にした場合にかかる費用はどれくらいになるのかという趣旨のご質問だと思いますが、今の委託契約の中身はペットボトル、紙・布類ということで一括して契約してございます。このあたりを分解をして、どの品目がいくらという形で費用を分解して計算する必要があると考えております。平成26年度につきましては先月で閉まりまして、決算を作成中という形となっております。このあたりの計算をさせていただきまして、今後の審議会につきましては、このあたりのシミュレーションをご提示をさせていただければと思っておりますので、ご了承いただきますよう宜しくお願いいたします。</p> <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・あと一点、追加でご説明しておかなくてはいけないところがございまして、概要の3ページのところをご覧になっていただきたいのですが、先ほどの説明では飛ばしてしまったのですが、歳入の予算の方をご覧になっていただきたいのですが、こちらの方に財産収入という欄がございます。こちらの説明欄に「資源等の売却収入です」とあります。公共回収は委託料だけ払って回収しているということではなくて、回収された資源、紙・布類等は売却しております。そちらに対する売却益も出ているということになりますので、一概に資源回収の委託料だけでコスト計算するわけにはいきません。そこらへんも踏まえてという事になりますので、ご理解いただければと思います。
--	--	---

		<p>(角田委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・分かりました。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none">・築井山委員。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・資源集団回収ということで、対象団体や登録要件、さらには対象品目ということでの協議がなされているわけですが、私達、こうした廃棄物を日々出しているわけですが、絶対量はどこで出そうが変わらないんですよ。そこで今、幸いかどうか久喜宮代の方では資源回収という事で1週間に1回やっていますよということですよ。そこでたまたま子供さんがいれば、新聞・雑誌などは子供会で出せますよということで、先ほどの菖蒲清掃センターの方では7団体が、ほとんど子供会の方で出している。そうなれば、置き換えれば全体の公共回収の回収量を出せば、菖蒲地区にあっては新聞の回収量は少ないよということになると思うんですよ。・そこで、私達のこれからの審議会のあり方ということで、やはり効率性と経済性を協議していかなければいけないと思うんですよ。・そこで、今までの対象団体がこうだから、10世帯以上だとかどうなのかと、これをあまり複雑にしまえば、これまた子供会で子供会だけで収集したら、そこに回収しにいかなければいけないわけですよ。そうなればそういう面での費用対効果というのはどうなのかという事だと思えますよ。もう少し分かりやすく言えば、1週間に1回公共回収があると、これをある面では有効的に今後活用した資源集団回収のあり方ということで協議なされればよろしいのかなと、基本ではないのかなと。老人会、婦人会等資源集団回収団体はありますけど、その回収量は資源の絶対量を分けただけなのですね。そんな観点からぜひ協議していただいて、そこに向かうような資料と整理。さらには、これから他地区ではどうなのか、やはりキロ7円がいいのかどうかではなく、それも相通じる所があるのかも分かりませんが、効率化という面で公共回収と資源集団回収で2回引取をやっている。そして先ほど公共回収では資源を売却して組合の財源にもな
--	--	--

っているんだよという議論もありました。大いにその辺の財源効果を作るためには、民間に委託しながらさらに効率化を図り回収することがいいのか。置き換えればそれはみんな住民に跳ね返ってくることなんですよ。そんな事を私は感じましたものですから、その辺のものを頭に含めながらご協議願えるとさらに深まるかなと思ひましてご指摘いたしました。

(松永委員)

- ・先ほど費用の面が出ましたが、八甫クリーンセンターでは資源集団回収制度を始める時に会議の中で費用の面も詳しくやっていたのですけれども、資源回収をやっていたことによつて、焼却の経費が大分削減できるという状況がありましたので、いくらかでも炉の耐久性の関係もありますし、資源回収を始めようじゃないかということで、鷲宮の八甫クリーンセンターの方では始めたという経緯があります。始めたのは料金がどうこうものなのですけれども、資源集団回収をやってもらっていた方が、コストとして燃やすための燃料費等色々な面において少なくなるということのお話があったので、我々も協力しようという事で率先して参加させていただいたという経緯があります。

(築井山委員)

- ・今の久喜宮代の方でも廃棄物減量等推進員という事で各自治会の方から選出されてますよね。その度にそういったところで今後啓蒙したりして、有価物はこうなんだ、それを活用したりすれば自治会の方にはさらにそういった面で報償していくよとか、そういうプールの方が僕はよろしいのではないかと。これから少子化の中で子供会では絶対変わらないわけですから。そういう一つの知恵を絞りながら、やはりせつかく減量推進員というのがいるわけですから。間違いなく資源は毎週出ているわけですから、出さざるを得ないのですから、それをいかに今までにない面から整理していくかということが肝要かなと思ひましたので発言しました。

(浅倉委員)

- ・行政回収と集団回収、行政回収は行政で集団回収は住民

		<p>ですけれども、もう一つ店頭回収を同時に合わせてやってほしいんですよ。そうすれば企業が入ってきますので、行政回収は行政、集団回収は住民、店頭回収は企業という事で。というのも、店頭回収も結構盛んになってきていまして、スーパー等は結構損をしているらしいんですけど、イメージ的に「資源物を回収していますよ」というような企業にとってのメリットがありますし、こちらとしても買い物ついでにそちらに持って行って、資源物を分別できると。要するに資源回収で回収が1ヶ月に1回となると、家の中に資源物があふれてしまうんじゃないかと言われる方もおりますので、そういった場合は例えば店頭回収を利用してというのがありますので、行政回収、集団回収、店頭回収、この3つで話は進めていった方が良いのかなと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あともう一点なのですが、集団回収なのですが、よくやると面倒くさいという人がいると思うのですが、集団回収の歴史を紐解けば、戦後は普通に集団回収だったのですね。これは一般的に普通の住民の皆さんにやっていただいて。その後1990年あたりに古紙が逆有償となった時期があり、そこから行政回収が盛んになったという歴史がありますので、別に集団回収が大変だというようなことはないのかなと。1990年前までは普通に皆さんどこの自治体でもやっていたということですね。 ・あと一つ、資源回収を行政回収から集団回収、店頭回収に持っていく方法として、自治体の中には資源回収にも有料化の袋をやっているところもあるのですね。可燃ごみ・不燃ごみで有料化の袋をやっている所は結構多いのですが、資源物でも有料袋というのを入れれば、集団回収や店頭回収では無料で出せるというような誘導の仕方もあるのかなというように思っていて、そういった方面でも検討していく結果、集団回収や店頭回収が増えることでコスト削減になっていくのかなと思いますので、そういった所も検討していただければと思います。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から補足させていただきますと、浅倉委員からありました店頭回収の関係なのですが、実はこちら
--	--	--

		<p>の方につきましては、平成26年度に私どもの方で、管内のお店の方に、現在店頭回収を行っていますか、店頭回収を行っている場合、こちらの方を広報等に掲載してよろしいですかというようなアンケートを行っております。こちらの結果、広報してもらって構わないという店舗については、衛生組合だよりの10月号で、管内で店頭回収を行っている店舗一覧という事で紹介させていただいております。また、ホームページの方でも、4月1日にリニューアルしたのですけれども、こちらの「住民の方へ」というところに「リサイクル&エコ」というコーナーがあるので、このところで店頭回収の一覧表は見られるような形となっております。よろしくをお願いします。</p> <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 集団回収の回収品目でびん・缶・ペットボトルは回収しても報償金は交付されませんとありますが、これは何か理由があるのでしょうか。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none">・ びん・缶・ペットボトルについては報償金が出ないということが書いてありますけれども、まず、ペットボトルにつきましては、民間の買い取る問屋というのが非常に限られております。そういったこともございまして、除外させていただいているところでございます。また、缶類については、報償金がなくとも高値で売買の方がされております。特にアルミ缶というのは非常に高い値で売れますので、報償金等によらなくとも大丈夫なのではないかということで今現在は対象となっております。また、びん類につきましては、重量等の関係もございまして、有償逆有償というところでびん類というのは現在ほとんど値がつかないような状態となっております。そういうような状況もございましてびん類については公共回収で行っているような状態でございます。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 私の方からは、報償金がおおよそ1,800万円出ているわけですが、これを使う立場から一言申し上げたいと思います。1,800万円のお金を出すという事は
--	--	---

		<p>した出費になるのではなかろうかなと一部お考えだという意見を言われる方もありますけれども、この1,800万円を、効果というところから見ますけれども、手引きの1ページに①、②、③とありますが、この③の「報償金の有効活用」のとらえ方だと思います。やはり使い道によっては1,800万円以上の効果を地域で色々な意味で見込めるのではなかろうかと。</p> <p>私ども、先ほど松永委員がおっしゃられていましたコミュニティ協議会というところで報償金をいただいておりますけれども、今までは管内のイベントで使っていました。しかし、社会福祉協議会の方から、お年寄りが今どんどん増えますと。その介護予防あるいは健康寿命を延ばせる、そういう所にそうした資金を使わせていただいて、介護予防教室あるいは脳トレ等を立ち上げてみたらどうかとお話がありました。この報償金は、そういう意味で、昨年教室等を立ち上げて、今後もそういう事業で有効活用するということに使わせていただければと。これが無くなりますといいますが、今までの事業計画が全部潰れます。そんなことで、お金は出るけれども、先ほどの委員が申された費用対効果、どんなふうに使われているか、この辺を見極めていただければ。例えば子供さんのPTA活動ですね。もし活動資金がないとなると、改めてどこからかその資金を調達しなければならぬということもありますので、やはり双方両方の効果があるのではなかろうかと思っております。</p> <p>(関委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私も先ほどの委員と同じように、集団回収の利点といたしまして、手引き1ページの③のコミュニティの推進ということが大きな条件になってくると思います。 <p>私事ですが、私の住んでいる地区の子供会で資源回収をやっておりました。しかし、この少子化の折、子供会が弱小化しまして、今では解体されております。そうしまして、一度資源回収は無くなったのですが、自治会の方で今度はそのルートを利用したいという事で、半年後に今度は自治会の方で始めさせていただきました。月に1回という回収をしておりますが、凄く大変なのですね。組合長さんとしては集まる機会なので大変なのですが、自治会の方も今50世帯を切っております、本当に弱</p>
--	--	--

小化しております。でも、私どもの住んでいる栗橋地区につきましては、南栗橋には自治会すらないところもありまして、やはり、コミュニティの推進をしていく意味では、資源回収がとても良い役割をしていると思います。

(名合委員)

・ 素朴な疑問なのですが、私どもの地区の場合はこのような集団回収というのは聞きなれないのですが、と言いますのは、組合の方で定期的に資源や他のごみの収集をやっているのですが、実際に地区に参加しない、いわゆる自治会に入っていない方の場合は同じごみのステーションに置けないのですね。そうした人がどのように置いているのかは分かりませんが、そこで今、集団回収という事になりますと、今言われたようにある程度コミュニティの推進というのですか、子供会とか場合によっては区長とか班長とか、今ある団体を使わないとなかなか解決できないのかなと。そうしますと役員さんの仕事が増えてくるのかなという疑問が一つ出てきたのですね。

・ 話は変わりますが、宮代町では自主防災会というのを立ち上げているのですが、私の地区はコミュニティというのが弱体化しておりまして、やっと立ち上げたのが宮代町でも最後の方なのですが、ですから例えば今言ったように公共回収をしないで集団回収にしますと、じゃあだれが主体としてやるのか。その育成が大変大事になってくるのかなと思います。それで例えば、私の地区は全てがそうなのですが班長・区長任せで、自主防災会についてもやっと立ち上げた段階でして、そうした地区で今言ったような回収方法になりますとやはり困りますので、例えば公共回収と資源回収を選択できるような方法というのですか、集団回収にしても公共回収できるような方法とか、何か方法を考えて、公共回収のみか資源回収のみのどちらかというのではなくて、やはり住んでいる方が困らないような形で選択できるような方法が良いかなと。

私も初めて今諮問で資源回収のあり方ということで耳にしたものですから、これからそのことについて色々資料を読みまして、また違った疑問または問題点が出れば良いかなと考えておりますが、素朴な意見という事で。

		<p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・ただ今の名合委員のご質問の中で、自治会未加入者等ということでのご発言があったかと思えます。 こちらにつきましては久喜市・宮代町以外でも多くの自治体で、全国的にそのような傾向にあるのかなと考えられる問題かと思えます。 先ほど減量推進係長から今後のスケジュールということで6月に横浜市の視察をご予定させていただいております旨ありましたが、この横浜市につきましては今現在資源回収を100%集団回収ということで取り組みをされていらっしゃるのですが、その中で私が耳にした話ですと、そのような体制に移行する中で、自治会等コミュニティに加入されていない方についての取り扱いについて相当な議論を重ねられたと聞いております。6月の視察の折にはその辺りのお話も事務局ともども勉強させていただければと考えているところでございます。・また、場合によっては集団回収それから公共回収、それだけではなく選択できるようにというのはどうなのかというご質疑もいただいております。こちらの問題なのですけれども、今、公共回収という事で役所がやっている回収、それから地元の方々、こちらについてはコミュニティでやっている集団回収、この辺りをうまくどのようにきれいに位置付けられるか、これが一つの大きな課題なのかと思えます。今その辺りが非常に曖昧な部分がありまして、二重の費用投資なのではといったお話も出てきている原因かなと考えているところでございます。・他の市町でも、行政回収につきましては集団回収を実施できない地域に対する補完システムと位置付けて、メインルートでは集団回収をやっているという、そういった形で取り組みをやっているところもあるという話も聞いております。 こういった近隣の様々なケース、それから浅倉委員からも冒頭お話がありましたけれども、一口に集団回収といっても色々なやり方があるのだと、そのようなご指摘もいただいております。こちらを近隣の状況ということで併せて、こうした町ではこういった取り組みをしてるんだということで、こういった内容でいくつかサンプルを情報提供という形で資料等をまとめてご提示をさせてい
--	--	--

		<p>ただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p> <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 菖蒲地区の資源集団回収団体が7団体あると聞いているのですが、個別で申し訳ないのですけれども、参考に教えていただければと思います。・ あと、良いことづくめみたいに色々なことが書いてあるのですけれども、行政区としましては、先ほど名合委員がおっしゃられたとおり、行政区においても弱体化しているところもありまして、私も立ち上げようと思ったのですが、なかなか班長さんから同意ですとか、集める場所を決めるのに難しいとか、そんなところがありまして中座しておりますけれども一応やる予定ではしておりますが、今菖蒲では7団体、これはおそらくPTAだけなんじゃないかなと思いますけれども、その辺で今後進めるにおいて、環境整備を区長会より諮らなければならないといけないんじゃないかなというふうに感じましたので、団体名を教えてくださいということと、今後、最終的には集団回収を、横浜市は100%ということでしたけれども、100%公共から集団回収に移行すれば経費は削減できるのではないかと思いますけれども、目標がどの辺にしているのかも聞かせていただければと思います。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小山委員からご意見の方いただきました。ありがとうございます。・ おっしゃるとおり、先ほど自治会の未加入の問題のご意見をいただきました。また、関委員の方からも、地域のコミュニティの力自体が以前とは異なってきているような感じだというお話をいただいているところでございます。おっしゃるとおり、集団回収というのは、行政を官だとすると、官から民にという形の位置付けで間違いのないと思います。そして住民の皆様方ご自身で取り組んでいただいて、報償金という取り組みを、地域のコミュニティの形成の促進といった側面もありながら、そういった取り組みをやっていただくと、こういった活動を促進させる、それが資源集団回収の一つの目的と申しましょ
--	--	--

		<p>うか、あるべき姿なのかなと考えている所ではあります。おっしゃるとおり、そうしますといかに地元の方がそういった共働して携わっていただけるかというのが大きなポイントとなってくるのかなと思っております。実際に今も八甫清掃センターそれから久喜宮代と、こちらにつきましては取り組みの様子というのも多く異なっております。こちらは冒頭松永委員からもお話をいただいたとおり、そういった各地区地区の歴史があって今に表れているのかなと思っております。その点を踏まえて今後の方向性というのを定めていかななくてはいけないと事務局としても考えているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の方向性という事で小山委員からご指摘がございましたけれども、私どもといたしましても色々な可能性を模索しているところです。色々なやり方があります中で、久喜宮代衛生組合のこれまでの歴史、それから今後についてどのような取り組みが一番良いのかというところで委員の皆さんと一緒に研鑽を重ねていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご質問にありました菖蒲地区で登録されている団体を申し上げます。PTAの方から申しますと、小林小学校PTA、菖蒲東小学校PTA、栢山小学校PTA、菖蒲小学校PTA、三箇小学校PTA、こちらが小学校のPTAでして、中学校のPTAで菖蒲中学校PTA。あともう一つ子供会で寺田子供会。以上7団体ということになってございます。 <p>(稲葉委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一点お伺ひいたしますが、集団回収と申しますが、指定の業者が対象品目の紙類とか古衣料を回収していかれるとキロあたり7円という報償金が組合の方から出るわけですが、もしこれが行政が行った場合どのくらい差があるか、メリットとして集団回収をするにあたりましてどのくらいの差があるのかなということをお伺ひしたいと思ひます。 <p>(鈴木業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収の検討にあたりましては、当然ながら費用対効
--	--	---

果、その辺りにつきましてもご審議をいただくにあたりまして非常に重要な材料となってくると思っております。こちらにつきましては全量をどちらかに移行した場合のAパターン、Bパターン等いくつかのパターンを考えながらと思っておりますが、こちらにつきましても先ほどお答えさせていただきましたとおり、今現在、平成26年度決算を調整しているところでございます。早いうちにそちらの最新版の金額を用いましてのそういったパターンごとの費用対効果を比較できるような形で資料をご提示させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(見山委員)

- ・私なども久喜市に住んでかなり年月が経っているのですけれども、集合住宅等が非常に多い地区で、例えば団地の集積所はかなりきれいにはなったのですけれどもまだまだ課題は多い。やはり意識の問題が非常に低いのかなと。例えばそういった集合住宅が重なっている所での集団回収をしたときの管理の仕方ですとか、やはり公共回収というのが非常に定着している中で、これをまた横浜市の事例みたいにすると、相当な労力を自治体としてもしなければならないというのを鑑みると、横浜市の事例を聞いて非常に驚いたのですけれども、そういった中での費用対効果というのが今後一つの課題になってくるのかなと。当然のことながら集団回収が定着すれば地域のコミュニティも含め様々な方々、団体に大きなメリットが生まれてくると思うのですけれども、ややもすると逆に回収率の低下という部分にも繋がってくるという事を考えれば、本当にこれは非常に難しい課題であって、今後色々な他地区での事例ひな形等々お聞かせいただきながら皆さんで審議できればなというように思っております。

(鈴木業務課長補佐)

- ・見山委員の方からご意見いただきました。ありがとうございます。
- ・冒頭で集合住宅、アパートやマンション等の事例、今の現状ということでお話をいただきました。こちら先ほど前段の方からご質問ありましたけれども、実は自治会の

		<p>未加入に加えて、そういった集合住宅、特に小規模のアパートの入居者に自治会に加入されていらっしゃる方が多いというような傾向が少なからずあるといったお話も耳にしております。実際に集合住宅の集積所に排出された物の取り扱いにつきましても、横浜市の方でうまく論理立てをして資源集団回収の中に位置付けをされていらっしゃるとお話をお伺いしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それからメリットデメリット、費用対効果のお話なのですけれども、やはりメリットデメリットとして一つあるのは、資源集団回収は住民の皆様と業者さんとの間で直接やりとりをしていただくスタイルが一つの定番であろうと思いますが、やはり事業者からしますとこれは経済活動になりますし、取り扱っている品物も相場によって大きく値段が上下する不安定な品物であります。あまりきれいな言葉ではありませんけれども、儲かっているうちはよし、儲からなくなってしまうたら手を引くといったことも無きにしも非ずといった側面もございます。もし今後こういった取り組みを進めるにあたりましては、その辺りの業者さんもこういった取り組みに参加できるようなシステムをうまく構築していくことも一つの大きな課題かなと考えているところであります。 <p>(角田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月の先進地視察という事で横浜市に予定されておりますけれども、この中の説明員ですけれども、現地ですね、もちろん自治体の職員の方は出てきてご説明いただけると思うのですが、その他に所謂集団回収をする当事者、住民の代表等の方もお見えになるのでしょうか。その辺の意見交換といいますか情報収集も希望したいのですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在横浜市の方で仮予約をさせていただいている状態ではございますが、今の段階では資源集団回収団体の方が出ていただけるかどうかというのは特に確認してございません。ただ、こちらの方、審議会の視察という事でやっておりますので、何も言わないでいるとそちらの方は自治体の方の対応となると思われます。先方の方の都合によりますので、こちらの方でぜひともというようなお
--	--	--

		<p>話はできないのですけれども、そういったことができないかということは投げかけさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p> <p>(角田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・では希望でも結構でございますので伝えてください。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりました。 <p>(雨宮委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だんだん人口構成も、高齢の方が増えていく、そして全体の人口も減っていく、家族構成も変わって少人数の家族が増えて一人暮らしの若い人やご高齢の方も増えているという時代の流れがございまして、そこへアンケートみたいなことをしたら、やはり意識が若い方とご高齢の方と大分違ってきている。若い方はかなり経済性を気にする、色々と報償があればみたいな。集団回収に関してではないのですけれども。ご高齢の方は、町の為ということと、できるだけ簡単な、難しいことなく行動したい、やりたいというような意識の差なのですね。町の中でも、やはり意識は歳によって変わっていきっていると思うのです。ですからそのことを考慮しながら。この先何年間ものシステムになると思いますので、そういったことも今後のトレンドをご考慮の上、議論していければと思います。 <p>(佐々委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色々たくさん議論も出たようでございますけれども、集団回収ですぐ100%となどというのはいかならないと思います。段階的に取り組みながらステップを踏んで、これしかないと思います。立ち上げながらできるところから。できないとっていつまでもやらないのではなくて、できるところからやっていくと。こういう方法で足並みを揃えていったら良いのではないかと思います。 <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他にございますか。
--	--	--

	<p>8. その他</p>	<p>—意見・質問なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、配布した資料のほかに、ご質問はありますか。 <p>—質問なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無いようでしたら、8番目の「その他」に入らせていただきます。 事務局からよろしくお願いします。 <p>(赤羽減量推進係長)</p> <p>■次回の開催日について</p> <p>平成27年6月23日(火) 午前9時30分 久喜宮代清掃センター駐車場に集合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進地(横浜市)の視察 <p>※視察先が遠方のため、帰庁が17時20分となる予定のことから、諮問事項の実際の審議は第3回審議会となる予定。</p> <p>※行程表については第2回の審議会開催通知と併せて後日委員に郵送させていただく予定。</p> <p>※今回配布した振込依頼書については、集合時に回収する。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡事項について、聞きたいことがございますか。 <p>—質問なし—</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・ただいま、事務局から報酬振込依頼書と次回の日程について説明がございました。 ・まず、報酬振込依頼書の提出は次回の審議会に提出願いたいとのことです。また、次回の日程につきましては、6月23日火曜日の午前9時30分に久喜宮代清掃センターの駐車場に集合し、集合出発で横浜市を視察することになります。このために、今日若干審議になってしま
--	---------------	--

<p>11:25</p>	<p>9. 閉会</p>	<p>いましたけれども、本格的な審議は第3回審議会から順次やって参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>(高柳会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは以上で、本日の審議会を終了といたします。皆様のご協力大変ありがとうございました。
--------------	--------------	---